

特集Ⅱ：現代の学校と教師の仕事
家庭・保護者を意識した生徒指導の在り方(中学校)

米 津 光 治

(文教大学教育学部)

The Current Trend of the School and the Teacher's Work in Japan ;
The Desirable Method of Guidance Focused on Student's
Guardian ; in a Case of a Junior High School

YONEZU MITUHARU

(Faculty of Education, Bunkyo University)

要 旨

いじめ、不登校、校内暴力、児童虐待など、中学校における生徒指導上の諸問題は、これまで以上に複雑多岐にわたるものになっている。さらに価値観やライフスタイルの多様化した家庭との連携・協力に苦慮している状況もみられる。こうした状況を解決するためには、生徒指導の意義や目的をはじめ、あらためて学校全体で生徒指導に対する共通理解を図り、信頼関係を基盤とした生徒指導の展開が求められる。

1. 生徒指導を取り巻く状況

(1) いじめ問題から見えてくること

平成18年10月、福岡県筑前町で中学2年生の男子生徒が、いじめの被害を訴えるメモを残して自殺して以降、全国で子どもの「いじめ自殺」事件が相次いだ。

いじめ問題に関しては、国立教育政策研究所が小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒を対象に実施した、1998年度からの6年間の追跡調査によると、この間に「いじめの頻度が増えたとか、手口が先鋭化してきた、等の事実は確認できない。」という結果が出ている⁽¹⁾。この結果を踏まえれば、一連の「いじめ自殺」は、何か新しい状況が生じてもたらされたものではなく、学校や教師の「気のゆるみ」や、事件を「よそごとと受け

止める体質」によってもたらされたとの指摘もある⁽²⁾。

いじめは、学校、家庭、地域社会などの抱える問題が複雑に絡み合っており、学校だけで解決できる問題ではないが、その防止に当たって学校教育が期待されており、学校の責任を厳しく問う傾向が見られるのは当然のことといえる。

我が国では、およそ10年前にも、現在と同様な状況がみられた。1994年11月、愛知県西尾市の中学2年生の男子生徒が、いじめの詳細を遺書と日記に残して自殺した。その後、全国で子どもの自殺が続発し、1996年1月、文部大臣が『かけがえのない子どもの命を守るために』という緊急アピールを発表した。アピールでは「深刻ないじめは、どの学校に

も、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうるものである。」と全ての学校の先生に訴えたが、このことが教師一人一人に真剣に理解されていたならば、今回の悲劇は避けられたとの指摘もある⁽³⁾。

つまり、「うちのクラスにはいじめはない」「いじめをする子は家庭環境に問題がある」「無口なおとなしい子がいじめの対象になりやすい」「いじめる子、いじめられる子の予想ができる」といった声は、緊急アピールが正しく理解されていないことの表れである。いじめは、どの学校にも、どのクラスにも起こりうる問題であり、一部の問題を抱えた子どもが対象なのではなく、すべての子どもがいじめの被害者・加害者になりうる深刻な人権問題なのだという認識に欠けていると言わざるを得ない。

(2) 生徒指導における誤解

生徒指導に関しても、いじめ問題と同様に、一部の教師の中に誤解や誤ったイメージがもたれており、そのことが共通理解や共通実践の妨げとなり、学校の組織的対応を困難なものにしていないだろうか。

国際化、情報化社会の進展、少子・高齢化といった社会の変化は、学校がこれまで経験したことのない想像を超える変化をもたらし、生徒の行動にも様々な影響を及ぼしている。

特に、人間関係に関する課題や規範意識の低下、いわゆる普通の子どもが突然キレる現象、非行の低年齢化、有害サイトやメール等のトラブルなど、学校における生徒指導上の問題はこれまで以上に複雑多岐にわたるものになってきている。また、学校への不審者侵入による事件や誘拐事件、登下校途中の痴漢等の性的な被害の増加により、子どもが安全に安心して生活できることを求める国民の願い、これまでにない高まりを見せている。こうした願いや要請は、学校に対して一層具体的で強いものになってきている⁽⁴⁾。家庭や地域からのこうした要請に真摯に応え、目に

見える形で改善を図ろうとするほど、学校の生徒指導は、「非行や問題行動に対する直接的な指導」「適応上の問題や心理面で問題をもつ生徒に対する指導」「一部の生徒が指導の対象」といった、いわゆる「消極的な生徒指導」「力による指導」に陥りやすい。

2. 生徒指導とは

(1) 生徒指導の意義・目的

生徒指導は、学校の教育目標を達成するために欠くことのできない重要な教育機能の一つであり、その充実・強化が求められている。

生徒指導に対する基本的な考え方は、文部省『生徒指導資料第20集』によると、「一人一人の生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の生徒の自己指導力の育成を目指すものである。」としている。つまり、自己指導力を育てることが、生徒指導のねらいであると明確に示している。

『中学校学習指導要領解説－総則編』では、「生徒指導は、全ての生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての生徒にとって、有意義で興味深く、充実したものになるようにすることを目指すものであり、単なる生徒の問題行動への対応という消極的な面にとどまるものではない。学校教育において、生徒指導は学習指導と並んで重要な意義をもつものであり、また、両者は相互に深くかかわっている。各学校においては、生徒指導が一人一人の生徒の健全な成長を促し、生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極意的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていくことが必要である。」としている。

これらを踏まえた上であらためて生徒指導

の目的を考えてみると、2つに整理することができる。一つは、生徒が自主的に判断し、主体的・自律的行動し積極的に自己を生かしていくことができる力（自己指導力）を育成すること、二つめには、家庭や地域社会等からの現実の要請として生徒指導上の諸問題の解決や解消を図ることである。

これら2つの目的は、前者を生徒指導の究極の目的、後者を現実の目的と整理することもでき、さらに後者の現実の目的については、一般的に下表のように分類して考えることができる⁽⁵⁾。

表1 生徒指導の現実の目的

目的	開発的	予防的	治療・矯正的
対象	全生徒	全生徒	該当する生徒
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒一人ひとりの発達可能性の実現、個性の伸長、さまざまな発達課題に応じた課題の習得、達成を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒が問題行動や適応困難な状況に陥らないよう未然の予防。 ・発達課題の習得、達成のために不可欠。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の問題行動や不適応の治療的指導及び矯正的指導。 ・諸機関等との連携

生徒指導は、子ども達の自己指導能力の育成を目指すとともに、集団生活を円滑にこなせる資質や能力を身につけさせ、そのことを通じて、社会性の発達を図るようにすることに目的がある。

(2) 自己指導能力の育成

自己指導能力については、文部省『生徒指導資料第20集』によると、「自己をありのままに認め、自己に対する洞察を深めること、これらを基盤に自らの追究しつつある目標を確立し、また明確化していくこと、そしてこの目標達成のため、自発的、自律的に自らの

行動を決断し、実行することなど、生徒が、ダイナミックな日常生活のそれぞれの場でどのような選択が適切であるか、自分で判断して実行し、またそれについて責任をとるという経験を広く持つことの積み重ねを通じて育成が図られる。」としている。

つまり、自己指導能力の育成は、子どもが、あるがままの自分を受け入れ（自己受容）、自分自身に対する理解（自己理解）を深め、自発的により良い未来を切り開いていくこと（自発性）が重要であり、その際、自己の権利と自由には、義務と責任が伴うことを自覚し、集団の秩序を乱すことがないよう、自己を律する力（自律性）を持ち、自分の判断に基づいて決断（自主性）することを目指しているのである。

言い換えるれば、自己指導能力とは、刻々と変化する日常生活の中の状況に応じて、どういう行為が適切で正しいかを自分で判断して実行する力であるといえる。

坂本によれば⁽⁶⁾、その行動が本当に正しいかどうかの適切性を決定する基準は、他の人の主体性の尊重と自己実現であるという。つまり、その行為が他の人のためにもなり、自分のためにもなるという行動を生徒が自ら考え、判断することが求められることになる。端的に言えば、自己指導の力には、「判断する力」と「実行する意欲」の2つが求められるのである。したがって、生徒指導においては、正しい判断をすることと、自発的なやる気を育てることが重要なポイントになる。

生徒指導において、問題行動の解決・改善を目指す問題解決的な視点は欠くことのできないものであるが、併せて、全ての生徒を対象に、不登校等になる危険を予防したり、さらに豊かな人間関係を構築し、意欲的、主体的に活動する等の可能性を引き出し開発する予防開発的な視点が重要である。こうした視点から取り組む生徒指導の重点事項として、①生徒に自己決定の場を与えること。②生徒

に自己存在感を与えること。③生徒との共感的人間関係を育成することが挙げられる⁽⁷⁾。

(3) 生徒指導の内容

現在、学校で行われている生徒指導の内容は多様で広範なものとなっているが、以下のような内容がある⁽⁸⁾。

① 個人的適応指導 (personality guidance)

人間の価値と尊厳を重視する民主主義の考え方を基盤として、生徒一人ひとりを発達可能性を有する人格としてとらえ、人間としての調和的発達を目指している。その具体的な内容は、自己の性格の正しい理解、円満な人格の形成、不適応の兆候の発見とその原因の除去、悩みの解決への援助などであり、これらを通して、自己指導能力の育成を図る。

② 社会性指導 (social guidance)

生徒が、集団や社会の一員として所属する学級や学年、学校、さらには社会の目標を達成することができるための資質（社会的資質）の育成をねらいとしている。その具体的な内容は、責任、自立と協調、社会的徳性（主体性、正義、寛大など）、公衆道徳、自治・社会奉仕、礼儀作法、リーダーシップの育成などであり、これらを通して生徒が、他者との望ましいかかわり方を獲得できるように指導・援助する。

③ 学業指導 (educational guidance)

生徒の学業がよりよく行われるようにするための指導である。その具体的な内容は、入学や進級の際のオリエンテーション、選択教科や部活動の選択についての指導、学業に対する能力や興味に関する指導、学業上の困難点の診断と対処、学習意欲や学習動機の喚起、学習技術の習得・向上、学習習慣の改善・向上、学習態度の形成など、多岐にわたる。

④ 進路指導 (career guidance)

進路指導とは、文部省『中学校・高等学校進路指導の手引き－中学校学級担任編－

改訂版』によると、「個人資料、職業・学校情報、啓発的経験及び相談を通じて、生徒自ら将来の進路の選択・計画をし、就職又は進学して、さらにその後の生活によりよく適応し、進歩する能力を伸長するよう、教師が組織的・継続的に援助する過程」であり、具体的な進路指導の活動を 6 つあげている。

ア 個人資料に基づいて生徒理解を深める活動と、生徒に正しい自己理解を得させる活動（自己理解）

イ 生徒に進路に関する情報を得させる活動（進路情報）

ウ 生徒に啓発的経験を得させる情報（啓発的経験）

エ 生徒に進路に関する相談の機会を与える活動（進路相談）

オ 就職や進学に関する指導・援助の活動（進路選択援助）

カ 卒業者の追指導に関する活動（追指導）

今日、高校中途退学やニートの問題が注目されている中にあって、進路指導のあり方がこれまで以上に問われている。

⑤ 健康・安全指導(health-safety guidance)

健康で安全な生活のために必要な知識や技能を生かして、生徒が健康で安全な生活を実践できるようにすることを指導のねらいとする。その具体的な内容は、定期健康診断や体力テストの目的と結果の活用の仕方、基本的生活習慣（食事、休息、睡眠、運動など）の指導、救急処置に関する知識・技能の習得、性教育、安全教育などがある。

⑥ 余暇指導 (leisure-time guidance)

余暇指導は、生徒が余暇を有効かつ健全に活用し、楽しみながら教養を高め、人間性を豊かにし、心身ともに健康な人間になるようにすることを指導のねらいとする。

その具体的な内容は、休日や長期休業日、学校から帰宅した後の時間を余暇の対象とらえ、生徒に余暇の重要性を自覚させ、

多くの余暇活動の中から自分に適するものを選択させ、余暇を効果的に活用できるように指導する。

3. 中学生の生徒指導上の課題

(1) 問題行動等の現状

文部科学省がまとめた「生徒指導上の諸問題の現状について」によると、平成17年度に全国の公立中学校の生徒が起こした暴力行為の発生件数は、学校内において23,115件〔前年度23,110件〕であり、学校外においては2,681件〔前年度2,874件〕であった。

暴力行為が学校内で発生した学校数は、中学校3,294校であり、全学校数に占める割合は32.2%となっている。学校外で暴力行為を起こした生徒が在籍する学校は1,527校であり、全学校に占める割合は14.9%である。中学校においては、3校に1校で校内暴力が発生していることになる。

形態別では、生徒間暴力が12,960件と最も多くなっており、器物損壊、対教師暴力、対人暴力が続くが、特に「対教師暴力」は3,967件（前年比5.1%増）と増加している。

公立の中学校におけるいじめの発生件数は、12,794件〔前年度13,915件〕である。いじめが発生した学校数は3,538校であり、全学校数に占める割合は、34.6%である。いじめの発生件数を学年別にみると、小学校から学年が進むにつれて多くなり、中学1年生が5,967件で最も多く、全発生件数の29.6%を占めている。

平成17年度間に30日以上欠席した国立・公立・私立の中学校における不登校生徒は、99,546人〔前年度100,040人〕であり、在籍生徒数に占める割合は2.75%となっている。不登校生徒が在籍する学校数は、9,298校であり、全学校数に占める割合は84.3%となっている。不登校生徒数を学年別にみると、学年が進むにつれて多くなっており、中学3年生で最も多く、全体の33.6%を占めている。

(2) 児童虐待の状況

生徒の身体に傷を負わせたり、生命に危険のある行為をする、適切な衣食住の世話をせずに放置するなどの児童虐待が大きな社会問題となっている。児童相談所や警察に寄せられる児童虐待に関する相談件数は、増加の一途をたどり、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっている。

児童虐待に関する相談対応の件数⁽⁹⁾は、年々増加しており、平成17年度は3万4,472件となっている。平成18年中に警察が受理した相談件数は2,228件で、前年に比べ367件（19.7%）増加したが、最近5年間では約1.4倍となっている。

また、平成18年中に警察が検挙した児童虐待事件⁽¹⁰⁾は297件であり、検挙人員は329人であった。被害児童は316人であり、そのうち59人（18.7%）は死亡していた。

虐待の内容では、身体的虐待が42.7%と最も多く、次いでネグレクトが37.5%、以下、心理的虐待、性的虐待の順となっている。

潜在的な虐待の発見、通告とそれに基づく危機介入、親子分離とその後の処遇など、児童虐待を防止するための迅速な対応が求められる。

(3) 中学生の実態と生徒指導上の課題

NHK放送文化研究所の『中学生・高校生の生活と意識調査』（2003年）によると、今の中高生は、自分が生きたいように生きていいくといった「マイペース志向」、社会のことを考える前に、自分の生活を大切にする「自分の生活型」、他人の面倒はあまり見ないが、他人にも迷惑をかけないといった「個人主義」、将来に備えて計画を立てて過ごすというよりは、その日その日を自由に楽しく過ごすといった「現在中心」の生活目標を重視する生徒が多くなっているとの結果が示されている。

緑川らは、学年が上がるにつれて規範意識が低下し、特に、「まじめにこつこつと生活すること」を軽視したり、「法を犯すような

行為に対して、自分は人間としてこれだけは絶対にしない」といった、遵法精神や一線を越えることに対する自己抑制力の低下、自己の行為により生じる結果やその行為が及ぼす様々な影響などを深く考えずに非行、犯罪などの問題行動を行う生徒の増加を心配している⁽¹¹⁾。

こうしたことを踏まえ、学校では、規範意識の育成・向上をどのように図っていくかが課題となる。

また、学校の指導導体制として、一部の教師の抱え込みや生徒指導主事や学級担任への仕事の集中に対する、指導体制の改善や「力による指導」から「(生徒)理解による指導」へのシフトチェンジが必要である。

さらに、1980年代の「第3の非行のピーク」といわれた時期を経験した教員が、今後定年を迎えて多数退職することにより、学校の生徒指導体制や教員の指導力の低下が懸念される。教育委員会の教員採用や教員の研修、学校における指導体制の充実や個々の教員の指導力の向上を図るために研修の推進が重要な課題といえる⁽¹²⁾。

4. 生徒指導における具体的な対応

(1) 家庭・保護者との連携

学校は、生徒の健全育成という観点から、保護者との望ましい関係を築くことが求められるが、社会の変化は、家庭の教育機能にも影響を及ぼしており、価値観やライフスタイルの多様化した家庭に理解を求め、協力を得ることは容易ではない。

家庭教育は、子どもが誕生したときから細やかな接触を通して行われ、家庭は、子どもの人間形成の場として、その後のものの見方や考え方、行動や生活習慣を形成する上で、大きな影響力をもっている。学校における生徒の生活は、家庭や地域での生活を基盤としていることを踏まえ、学校はまず保護者の話に耳を傾け、よりよい教育活動を行うため、

それぞれの役割を果たし、相互の教育機能を高め合いながら生徒の発達を促すよう働きかけることが重要である。保護者からの妥当な要望に対しては、それを学校教育の質を向上させる機会と受け止めることが大切である。その際、保護者からの要望を吟味し、どのような形でその要望を教育活動に反映できるのか、知恵を出し合い、教育活動の改善につなげることが重要である。こうした学校の姿が、保護者からの信頼を厚くし、保護者の学校への協力体制づくりにつながっていく⁽¹³⁾。

生徒指導は、大別すると学校が日々の教育課程の実施において意図的、計画的に取り組む場合と問題行動や学校事故などの緊急事態が生じた場合に行われる。特に、生徒の問題行動の予防・解決に向けては、これまででも学校が中心となってきた。学校における日常的な生徒指導は、従来から生徒指導部（生徒指導主事）を中心に企画・立案され、指導計画に基づいて、通常は各学年に所属する教師が、学年主任のリーダーシップの下、学年ごとに対応する場合が多かった。しかし、問題行動の広域化や凶悪化、児童虐待といった家庭に問題のある生徒への対応、インターネット犯罪や不審者による犯罪から生徒を守るなど、従来の指導体制による生徒指導だけでは、生徒一人一人の課題に応じた指導・援助が困難な状況にある。

今後は、学校と家庭の指導の一体化を目指し、工夫と改善を図りながら、家庭との連携を推進することが求められるが、その際、次のような点に留意することが大切である⁽¹⁴⁾。

- ①学校での生徒の情報を分かりやすく家庭に伝える方法を工夫する。（保護者会、学級通信、ホームページ、PTAなど）
- ②プライバシーに配慮しながら、家庭での生徒の情報を得る方法を工夫する。（連絡帳、相談日、地域懇談会など）
- ③教員間の協力体制をつくり、ケースに応じて関係機関等とチームを編成し、指導・

援助に当たる。

④家庭、地域からの要望に対しては、生徒が学校生活を送る上で望ましい内容であるかどうかを検討し、誠意をもって迅速に対応する。

児童・生徒の問題行動に関する調査研究協力者会議の報告書「学校の『抱え込み』から開かれた『連携』へ」(文部科学省、1998)において、現在の連携の在り方における問題点がおおむね次の表のようにまとめられている⁽¹⁵⁾。

学校は、関係機関との連携に関する基本方針を、あらかじめ保護者や地域住民に十分説明し、理解を得ておき、事例によっては、保護者の理解を求めつつ関係機関との相談を通して、主たる対応を関係機関に委ねるなど外部との積極的な連携を図ることが求められる。

学校側の要因	<input type="checkbox"/> 学校の意識が閉鎖的になっている。 <input type="checkbox"/> 関係機関の連絡先や担当者を日頃から知らない。 <input type="checkbox"/> 学校が関係機関等に指導を求めるところから非難されることを恐れすぎる。
保護者側の要因	<input type="checkbox"/> 学校の指導に過度の依存をしている。 <input type="checkbox"/> 学校に対する不信感がある。 <input type="checkbox"/> 学校が他機関を紹介することに対し、学校の責任放棄ととらえがちである。

(2) 理不尽な要求をする保護者への対応

教育再生会議が発足し、議論が活発になるにつれ、教育現場の実態と問題点がクローズアップされ、その中で、いわゆる「モンスター・ペアレント」の存在が指摘された。学校に言いがかりともいえるクレームをつけたり、給食費の支払いを拒む保護者の存在が、現場の教員の負担を増大させている。給食費の不払いや、「義務教育は無償なのだから、部活のユニホームを学校で洗濯しろ」といったクレームは、保護者の教育観というよりはむしろ常

識の欠如、言い掛りともいえる。学校の教育内容への過度の要求は「親なのだから口にする権利がある」という意識や、偏った教育観の表れともいえる。また、不登校・いじめ問題に関して、子どもへの対応の仕方を迫るものなどは、問題が解決されない不安が積もり、不満となって爆発しているものもある。

本来は家庭すべきことを学校に要求したり、「先生なんだから、とにかくなんとかして」と詰め寄ったりするのは、「これは自分の子どもの問題であり、親の問題でもある」という当事者意識の欠如である。店でサービスを受けるお客様感覚でいるから、教員は「先生」ではなく店員やサービス窓口、「校長」は店長のような認識で、商品の欠陥を責めたり返品交換を迫る消費者のようなクレームにつながることになる。

こうした理不尽な要求をする保護者が登場した背景には、学校と地域社会を取り巻く次のような問題がある。第1に、社会全体における権利意識の増大である。特に教育現場では、個性尊重の名のもとに「義務や責任の伴わない権利意識」が浸透し、保護者の中に、「生徒と教師の立場は対等だ」ととらえる人が増えた。第2に、地域社会の崩壊がある。地域の中で住民同士のコミュニケーションが希薄化し、学校で発生する問題を共有する場所がなくなってしまった。そこで学校に関する苦情や要望が、地域社会のクッションを経ることなく、いきなり学校に向かうことになった。第3に、学校における相談体制の不備である。いじめなどの問題が発生した際、保護者が学校に相談しても、担任や学校が真剣に取りあってくれない例が存在し、そのため、問題を持ち込む前から学校に不信感を抱いている保護者も多い。さらに、保護者の高学歴化によって、教員への見方が厳しくなり、教員の相対的な立場が保護者に近くなるにつれ、「先生=聖職」の価値観が薄れてきている。

いずれにしても、この問題は、相互のコミュ

ニケーション不全の問題であり、学校と保護者・地域のコミュニケーションが密に取れていて、互いに顔を知り、互いの置かれた状況が理解できていれば、極端な事態に陥る前に問題は解決するはずである。

「理不尽な要求」とは、あくまで教員の立場から見たものであり、それぞれの保護者にはそれぞれの事情がある。保護者との対応に当たっては、保護者からの無理難題を額面通りに受け取るのではなく、その要求によって本当は何を求めているのかを察知し、可能な解決策を探るという視点が重要である。

(3) 安心・安全な学校づくり

不審者の学校侵入による殺傷事件、教職員によるわいせつ事件や飲酒運転、個人情報の漏洩といった、学校や教職員の信頼を損なう問題が発生している。生徒や保護者は、安全であるべき学校、楽しいはずの学校へ通う（通わせる）ことに対して、自分があるいはわが子がいつ被害者になるか分からず不安、また、どうすればこうした被害を未然に防げるのかといった不安感や誰を信じてよいのかわからないといった不信感が増大している⁽¹⁶⁾。

また、教育に関することは専門家である学校（教員）の責任において行われるべきである、換言すれば、生徒指導に関することは学校の責任であるといった考え方に基づいて、様々な要望や苦情、批判が学校に寄せられている。内閣府と警察庁が全国の20歳以上の者を対象に実施した『少年非行等に関する世論調査』（平成17年1月）によると、「大人が少年を注意したいが、注意すると暴力を振るわれる恐れがあって注意できないため、見て見ぬ振りをする」（78.8%）といった結果がある。こうした社会の教育機能の低下が、本来、家庭ですべきことも含めてすべて学校にお願いするといった要請や依頼が増大している要因の一つになっている。

これまで、学校、家庭、地域の連携の下に、

様々な取組みが行われてきており、このことの重要性はこれからも変わることはない。しかし、これからの学校は、家庭・学校・地域社会の連携を、単にスローガン的な目標として受け止めるのではなく、「安心・安全」な学校づくりに向けた、具体的な連携のあり方のアイデアと実践が求められる。学校が、生徒や保護者にとって「安心・安全」であることが特色ある学校づくりや学校運営の基盤として重要視されなければならない。

(4) 信頼関係を基盤とした生徒指導

学校は、生徒たちが集団の中で、自らの資質や能力を伸長する人間教育の場でなければならぬ。個々の生徒は、他人に認められ、自分が価値ある存在であるという実感（自己有用感）をもちたいと願っている。自己有用感があれば、少々面倒だったり、大変でも、生徒は自ら進んで他者や社会とかかわろうとする。自ら進んで規範を守り、安易に他人を傷つけたり、いじめることもなくなる。とりわけ、教師に認められることによって、自信につながり、よりよく変容し、人生に大きな影響を与える場合もある。反対に、教師からマイナスの評価を繰り返されると、心の溝が深まり、指導について不信感をいだく場合もあり、これでは教育の成果は期待できない。何と言っても生徒と教師を結ぶ信頼関係がなければ教育は成立しないことを忘れてはならない。生徒だけでなく、保護者からの信頼も同様である。保護者との信頼関係の築き方も様々考えられるが、わが子のよりよい変容の姿を目にすることが、教師に対する信頼を高める最も有用な手立てである。

学校が生徒の心を育てる、すなわち思いやりや規範意識等を育てていくことの必要性は異論がないと思われる。しかし、こうしたものは生徒に対して「教え込む」「訓練する」「強制する」ことで身に付くものではない。それは、他者や社会との交流の中から獲得される、自発的な感情である。「進んできまり

を守りたい」と思わせることが規範意識の育成であって、「きまりを守れ」と繰り返すだけでは規範意識を育てることはできない。生徒指導における人間関係で、教師と生徒の関係は権力支配、盲従では生徒指導は成立しない。要するに、取り締ったり、怒鳴りつけるという形の生徒指導では自己指導力を育成できない。

結局、これが生徒指導か、そうでないかという事は、自己指導力を育てる部分があるのか、ないのかという事になる。つまり、生徒に判断させる場面を与えていたるか、もう少し別の言い方をすれば、生徒に選択の自由を与えていたるかどうかということになる。従って、決められた事を、きめられた通りにやらせることは生徒指導ではないと明確に言える。

生徒指導において自己指導の力をつけるという事は、生徒に自ら考える場面・機会を与えるということであり、学校の教育活動で入り易いのは特別活動である。特別活動は、個々の生徒や生徒集団の生活や活動場面において、生徒の自発性や自主性を尊重しながら展開されるものであり、生徒の積極的な活動が展開されるためには、生徒理解と相互の信頼関係を前提とした生徒指導が不可欠である。

生徒指導には、集団場面と個別場面の二つの指導形態が考えられる。特別活動では、個別指導の場面も少なくないが、生徒の集団活動を特質とするものであり集団場面での指導のあり方が特に重要な課題となる。

具体的な方法は様々あるが、例えば、体育祭、文化祭、修学旅行など、学校行事の中から適切なものを選んで、それらができるだけ生徒の手に委ね、生徒が自主的に行う活動にしていくというような取組みが考えられる。そうすることによって、学級会や学年会がその行事を中核にして一年間のプロセスの中でセットされ、必然的に学級会活動も生徒会活動も活発になる。

学級会でも、生徒会でも、建前とか面白く

もない規則を守るための話し合いで、生徒にとって無意味で、退屈なものになってしまう。抽象化された、単に「きまりを守りましょう」という話し合いでなく、自分たちに委ねられた体育祭なら体育祭を、こういう目標で、こういう課題を達成するために体育祭を実施する、この体育祭を成功させるためにはこういう事を守らないと成功しないという話し合いが大切になる。例えば、集合を早くしないと時間通り進行しない、自分たちが企画した体育祭をスムーズに運営し、成功させるためには、集合場所や時間、方法をどうするかという事が必然的に話し合われることになる。きまりと活動が離反していないから、きまりと生徒が敵対関係にならない。きまりを抽象化すると、本来、生徒のためにあるきまりが、生徒サイドからすれば敵対関係にみて、隙を見てきまりを破るような状況が生まれることになる。

生徒に自主的な自由を与えて、自主的な活動を展開するには、教師の指導性が2倍も3倍も必要になるが、今こそ、そうした姿勢であらためて生徒指導を見直すことが必要である。生徒が明るく生き生きとした学校生活を送るために、学級活動など自主性・主体性をはぐくむ活動を通して、良好な人間関係や連帯感を培うことが求められる。しかし、時には、摩擦が生じ、いじめなどの問題が発生する場合もある。そこで教師は、生徒たちとの信頼関係に基づき、正義感、人権の尊重、思いやりの心などをクラスに行き渡らせるよう指導することが求められる。また、担任だけでなく、全教職員がいじめられている生徒を必ず守り通すという毅然とした姿勢を示すことも重要である。

5. おわりに

問題行動等に関して、学校ができる限りの指導を行い、その解決に努めることは当然であるが、おのずとその能力・権限には限界が

ある。例えば、いじめが発生した場合、被害者も加害者も自校の生徒であることがほとんどであろう。こうした場合、学校としての教育的配慮も必要になる。外部の人間から見たとき、学校や教師の対応が煮え切らなくみえるのは、隠蔽体質や事なき主義ということではなく、こうした教育的配慮が原因となっていることもあるだろう。

しかし、暴力、恐喝、器物損壊といった犯罪性の強い場合は、迷わず警察等の関係機関と連携を図ることも必要なことである。

学校に何か問題が起きるとマスコミは学校と反対側にいて、「学校は、教師は」という批判の姿勢で報道することが多いが、これでは、子どもの問題行動はおさまらず、さらに二次的な影響を受けて、同種の事件が続発する危険性がある。大部分の教師は、子どものことをいつも考え、一生懸命工夫し、配慮しながら教育に当たっている。確かに、一部の教師の中には、問題を起こし、教師の信頼を失墜させるような者がいることも事実である。しかし、こうした一部の教師の考え方や行動をもって、大部分の教師の努力を帳消しにして、地道な教育活動の継続を断つてはならない。

また、学校と家庭・保護者の連携を考えるとき、家庭の教育力が低下している現状から、単に連携を呼びかけるだけでは効果は上がらない。学校側から「学校ではこのように指導しています。家庭ではこの点にこのように留意して指導してください。」という形で、指導内容を共通認識できるような働きかけが必要である。さらに、学校と家庭の連携といつても、それぞれが同じ問題に同じように取り組むことを意味するものではない。むしろ、それぞれが可能なことを重点化しながら連携を推進することが大切である。そういう意味からも、これから教師は、家庭や地域に対して、学校や自らの実践を通して、よい意味でのPR活動を、臆せず、積極的に行うべきである。

注記・引用文献

- 1) 国立教育政策研究所・文部科学省『平成17年度教育改革国際シンポジウム報告書』2005、pp.45-67
- 2) 滝充「いじめの実態と学校の対応」『教職研修』教育開発研究所、2007、pp.115-116
- 3) 前掲2) pp.116
- 4) 緑川哲夫・原雅夫『あなたの疑問にこたえる生徒指導対応事例80』学事出版、2005、pp.2
- 5) 前掲4) pp.10
- 6) 坂本昇一「自己指導力を育てる教育活動」『自主活動の促進—生き生きとした中学校生活をめざして—』和歌山市立伏虎中学校、1988、pp.11-23
- 7) 岩手県立総合教育センター『生徒指導総合研修講座資料』2004、pp.1-3
- 8) 前掲4) pp.11-13
- 9) 内閣府『平成19年度版青少年白書』2007
- 10) 警察庁『少年非行等の概要（平成18年）』2006
- 11) 前掲4) pp.14-15
- 12) 前掲4) pp.16-17
- 13) 東京都教職員研修センター『教職員ハンドブック』都政新報社、2003、pp.248-249
- 14) 前掲13) pp.249
- 15) 生徒指導実務研究会『小・中学校生徒指導ハンドブック「特集編—学校と関係諸機関等との連携と生徒指導」』第一法規、2000、pp.4
- 16) 前掲4) pp.18-19

参考文献

- 1) 北島貞一『自己有用感—生きる力の中核』田研出版、1999
- 2) 山口満『子どもの「社会的自立」の基礎を培う』教育開発研究所、2007
- 3) 仙崎武・吉田辰雄『学校生徒指導』福村出版、1985